

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:こども家庭庁

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算案 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年 度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
1. 就学前教育・保育施設整備交付金	-	29,517 の内数	-	-	-	○市町村整備計画等に基づく保育所等の整備に必要な経費の一部を支援する。
2. 保育対策総合支援事業費補助金(保育士修学資金貸付等事業) (小規模多機能・放課後児童支援事業)	-	45,702 の内数	-	-	-	(保育士修学資金貸付等事業) ○保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。(保育対策総合支援事業費補助金の一部) ○保育士修学資金貸付において卒業後、5年間の実務従事により返還を免除(過疎地域の場合は3年間に短縮される措置を実施) (小規模多機能・放課後児童支援事業) ・地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。(保育対策総合支援事業費補助金の一部)
3. 子どものための教育・保育給付交付金	-	1,594,795 の内数	-	-	-	認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。
4. 子ども・子育て支援施設整備交付金	-	17,241 の内数	-	-	-	市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。 特に、過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業の場合、通常より高い補助基準額を適用する。

※:2~3については、過疎対策分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

就 学 前 教 育 ・ 保 育 施 設 整 備 交 付 金

令和5年度当初予算額 295億円 + 令和4年度第2次補正予算 357億円

※令和5年度当初予算（案）はこども家庭庁予算。令和4年度第2次補正予算は厚生労働省（保育所等整備交付金）予算。

※令和4年度は、計95箇所に対して内示を行った。

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

※保育所や認定こども園向け補助金の一元化

3. 実施主体等

【実施主体】（私立）市区町村

【設置主体】（私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村

※保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等

※保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

＜新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合＞

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 国：1／3、設置者（市区町村）：2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。

保育士修学資金貸付等事業

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度当初予算額 457億円の内数 (453億円) ※()内は前年度当初予算額

+ 令和4年度第2次補正予算 42億円 ※保育対策総合支援事業費補助金の全体の令和3年度の執行率は99.6%。

1. 施策の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2. 施策の内容

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 →現在、過疎地域に適用されている返還免除の特例（実務従事5年→3年）について、離島その他の地域に適用拡大【拡充】 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額（上限） <ul style="list-style-type: none"> ア 学 費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） <small>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</small> ※貸付期間：最長2年間
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児を持つ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長3年間
<p>3. 未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：1年間
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 就職準備金 40万円
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

小規模多機能・放課後児童支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和4年度予算：453億円の内数 → 令和5年度予算：457億円の内数)
※保育対策総合支援事業費補助金の全体の令和3年度の執行率は99.6%。

- 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

1. 事業の趣旨・内容

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業所など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合に、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業とは連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

2. 実施主体

市町村（特別区を含む。）
※適切と認めた者に委託可

3. 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

4. 補助単価（案）

- ①運営費：1,063千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,263千円）
- ②放課後児童支援員を配置した場合の加算：670千円
- ③環境整備のための設備費等：2,000千円

5. 事業イメージ



へき地保育所に対する財政支援について

特例地域型保育給付（特例保育）

令和4年度当初予算 1兆4,918億円の内数 → 令和5年度当初予算 1兆5,948億円の内数
(子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施)

事業概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

(参考)子ども・子育て支援法(抄)

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

実施主体

市町村

負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

か所数

平成27年	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所

1. 施策の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2. 施策の内容

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

《令和5年度における主な充実の内容》

放課後児童クラブについて、引き続き待機児童の解消を目指していくため、国庫補助率の嵩上げ(公立の場合:国1/3→2/3)を継続する。

3. 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

【令和5年度補助基準額(案)(創設の場合)】

- 放課後児童クラブ整備費
 - 単独設置の場合…………… 31,298千円
 - 放課後子供教室と一体的に実施等した場合… 62,596千円
- 病児保育施設整備費…………… 42,509千円

